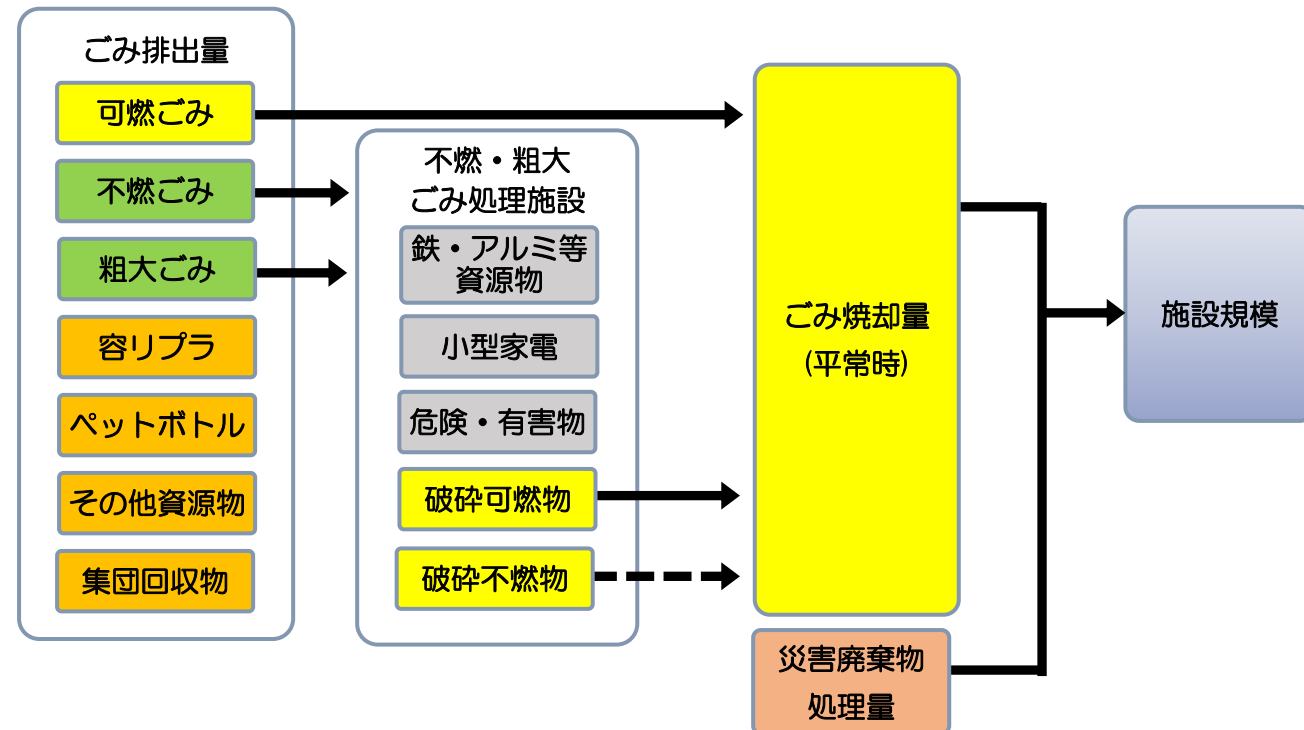


# ごみ焼却施設の施設規模算出の考え方

平成29年1月30日

ごみ焼却施設の施設規模は、構成3市から排出される将来のごみ排出量と災害廃棄物の処理量を勘案して算出します。算出方法を以下に示します。

1. 将来のごみ排出量及びごみの種類毎の排出量を予測します。  
将来のごみ排出量は、構成3市（小平市、東大和市、武蔵村山市）それぞれで計画している目標値を採用します。
2. 予測したごみの種類毎の排出量及び不燃・粗大ごみ処理施設の破碎残渣（破碎可燃物と破碎可燃物）を合計してごみ焼却量を予測します。  
新施設では破碎可燃物と破碎不燃物を焼却することを計画しています。
3. 上記2で求めたごみ焼却量に災害廃棄物処理量を加え、焼却施設の年間の稼働率等を勘案して施設規模を求めます。



- ごみ排出量及びごみの種類毎の排出量予測  
以下の計算式で算出し、予測します。

**【将来ごみ排出量の予測】**

$$\text{ごみ排出量} = \text{将来人口} \times \text{1人1日当たりのごみ排出量}$$

- (ごみの種類：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、容リプラ、ペットボトル、その他資源物、集団回収物)
- ・将来人口は、構成3市（小平市、東大和市、武蔵村山市）それぞれで計画している将来人口を採用します。
  - ・1人1日当たりのごみ排出量は、各市で計画している1人1日当たりのごみ排出量及び組合処理量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計）の目標値を将来値として採用します。

- ごみ焼却量の予測

ごみ排出量及びごみの種類毎の排出量から、以下のとおり平常時のごみ焼却量を算出し、予測します。

$$\text{平常時ごみ焼却量} = \text{可燃ごみ} + \text{破碎残渣}$$

※破碎残渣とは、不燃・粗大ごみ処理施設で小型家電、危険・有害物や破碎後の鉄・アルミの資源物を選別した残りの残渣物で、破碎可燃物と破碎不燃物が混合している。  
(多摩地区各団体のうち、破碎残渣中の破碎不燃物を二ツ塚処分場へ搬入していない団体は20団体あり、自工場で焼却又は外部委託処理を実施しています。)

- 災害廃棄物処理量

災害廃棄物処理量は、平常時のごみ焼却量に対する割合を定め、以下のとおり算出します。(災害廃棄物処理量の割合については今後検討していきます。)

$$\text{災害廃棄物の処理量} = \text{平常時のごみ焼却量} \times \text{〇\%}$$

- 施設規模

平常時のごみ焼却量に災害廃棄物処理量を加えた年間処理量を、国が定めた施設規模の算出方法に基づき、以下のとおり算出します。

**【施設規模の算定式】**

$$\text{施設規模} = \text{計画年間日平均処理量 (1日当たりのごみ焼却量)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

- ・計画年間日平均処理量とは、年間処理量を365日で除した1日あたりのごみ焼却量
- ・実稼働率とは、(365日-年間停止日数85日) ÷ 365日  
※85日の内訳：整備補修期間30日+補修点検15日×2回+全停止期間7日+起動に要する日数3日×3回+停止に要する日数3日×3回
- ・調整稼働率とは、ごみ焼却施設が正常に運転される予定日においても、故障の修理、止むを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数のことを指し、その係数は、0.96としている。

**今後の予定**

ごみ焼却施設は、市民のみなさまから排出されるごみの量によって、施設規模が決定されます。本施設規模算定の考え方は、あくまでも構成3市の減量目標が達成されることを前提としています。計画とおり減量がなされなかった場合は、施設規模が不足する場合も考えられます。逆に計画以上にごみ減量が進んだ場合、本算定方法により求められる施設規模に余裕が生じることも考えられます。しかし、国の施策では、東日本大震災以降、焼却施設において災害廃棄物の受入れ・処理が条件とされていることを踏まえ、適切な施設規模を設定することが求められています。したがって、構成3市のごみ減量施策や災害廃棄物の処理を勘案し、安定的なごみ焼却処理の継続を図るとともに、過大な規模とならず、平常時において安定的な操業が確保できるような施設規模を検討していきます。